

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第21号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和43年岩手県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の 特別区、大阪市、 <u>さいたま市</u> 、府中市、名古屋市、 <u>豊田市</u> 、 福岡市及び仙台市に属する地域とする。	(支給地域) 第2条 給与条例第28条の2第1項及び給与等条例第23条の2 第1項に規定する人事委員会規則で定める地域は、東京都の 特別区、 <u>豊田市</u> 、大阪市、府中市、名古屋市、福岡市及び仙 台市に属する地域とする。
(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条 の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 2級地 大阪市に属する地域 (3) 3級地 <u>さいたま市</u> 、 <u>府中市</u> 、 <u>名古屋市</u> 及び <u>豊田市</u> に 属する地域 (4) <u>4級地</u> 福岡市に属する地域 (5) <u>5級地</u> 仙台市に属する地域	(支給区分) 第3条 給与条例第28条の2第2項各号及び給与等条例第23条 の2第2項各号に規定する地域手当の級地は、次の各号に掲 げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 (1) [略] (2) 2級地 <u>豊田市</u> 及び <u>大阪市</u> に属する地域 (3) 3級地 府中市及び名古屋市に属する地域 (4) <u>5級地</u> 福岡市に属する地域 (5) <u>6級地</u> 仙台市に属する地域
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。